（航空幕僚監部）二等空佐　姉崎　和敏
（教育航空集団司令部）同　生田　孝治
中部航空方面隊司令部）同　岩井田　智
（第二高射群）同　内山　尚則
（航空幕僚監部）同　大谷　純
（航空教育集団司令部）同　小川　直樹
（航空総隊司令部）同　片桐美智子
（航空自衛隊幹部学校）同　加藤　雄一
（同）同　北川　圭野
（航空幕僚監部）同　倉地　康平
（航空開発実験集団司令部）同　倉持　正
（航空幕僚監部）同　杉元　隆夫
（航空自衛隊幹部学校）同　關　政景
（航空幕僚監部）同　中島　慎一
（航空自衛隊幹部学校）同　中西　啓種
（同）同　**廣**田　哲哉
（航空自衛隊第四術科学校）同　馬渡幸史郎
（統合幕僚監部）同　味﨑　利光
（航空幕僚監部）同　南谷　瑞穂
（航空自衛隊幹部学校）同　三宅　淳
（航空幕僚監部）同　山口　景太
（航空医学実験隊）同　山口　大介
（航空総隊司令部）同　吉田　敏基
（航空医学実験隊）同　若栗　隆志

一等空佐に昇任させる（各通）
（南西航空混成団司令）空将　武藤　茂樹

南西航空方面隊司令官を命ずる
（南西航空混成団副司令）空将　**渡邊**　博史

補
南西航空方面隊副司令官を命ずる
（南西航空警戒管制団司令）同　横尾　広
南西航空警戒管制団司令を命ずる
（陸上自衛隊中央業務支援隊付）
一等陸佐　矢野　秀樹
防衛研究所所員を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）一等空佐　吉田ゆかり
統合幕僚監部運用部運用第二課勤務を命ずる
（陸上自衛隊中央業務支援隊付）
一等陸佐　小林　理
統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課勤務を命ずる
（中央情報隊本部付）同　杉村　繁実
陸上幕僚監部人事教育部補任課勤務を命ずる
（陸上自衛隊中央業務支援隊付）
同　根本　勉
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課勤務を命ずる
（同）同　山田　篤
東北方面総監部防衛部勤務を命ずる
（同）同　堀地　昌志
東部方面総監部装備部勤務を命ずる
（同）同　品川　淳二
第八師団司令部勤務を命ずる
（同）同　岡村　修
陸上自衛隊富士学校勤務を命ずる
（同）同　永**禮**　完次
陸上自衛隊輸送学校主任教官を命ずる
（陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課）同　木屋　正博
陸上自衛隊小平学校勤務を命ずる
（陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部付）同　吉澤　隆夫
陸上自衛隊化学学校主任教官を命ずる
（陸上自衛隊中央業務支援隊付）
同　佐藤　佳久
陸上自衛隊補給統制本部勤務を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）一等空佐　松浦　知寛
航空幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる
（航空自衛隊幹部学校）同　中垣　滋紀
航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課勤務を命ずる
（航空中央業務隊付）同　石橋　政樹
航空幕僚監部装備計画部装備課勤務を命ずる
（南西航空混成団司令部幕僚長）
同　江口純一郎
南西航空方面隊司令部幕僚長を命ずる
（南西航空混成団司令部総務部長）
同　加藤　史彦
南西航空方面隊司令部総務部長を命ずる
（南西航空混成団司令部防衛部長）
同　藤田　輝章
南西航空方面隊司令部防衛部長を命ずる
（南西航空混成団司令部防衛部防衛課長）
同　有松　勝行
南西航空方面隊司令部防衛部防衛課長を命ずる
（南西航空混成団司令部装備部長）
同　鈴木　武則
南西航空方面隊司令部装備部長を命ずる
（南西航空混成団司令部監理監察官）
同　大石　辰男
南西航空方面隊司令部監理監察官を命ずる
（南西航空警戒管制団副司令）
同　井口　裕康
（南西航空警戒管制隊南西防空管制群司令）同　**齋**籐　拓也
南西航空警戒管制団南西防空管制群司令を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）同　上村　博之
（航空自衛隊幹部学校付兼航空幕僚監部防衛部防衛課）同　中谷　大輔
（航空中央業務隊付）同　野村　信一
航空自衛隊幹部学校勤務を命ずる（各通）（以上七月一日）
（しらせ艦長）一等海佐　大鋸　寿宣
海上幕僚監部人事教育部援護業務課勤務を命ずる
（第四護衛隊群司令部首席幕僚兼自衛艦隊司令部）同　平井　克英
自衛艦隊司令部の兼務を解く
（海上幕僚監部防衛部運用支援課南極観測支援班長）同　宮﨑　好司
しらせ艦長を命ずる
（情報本部）同　鬼頭　祐介
第一航空隊副長を命ずる
（下総教育航空群司令部首席幕僚）同　松浦　幸一
第二航空隊勤務を命ずる
（第一航空隊副長）同　川畑　信一
下総教育航空群司令部首席幕僚を命ずる
（海上幕僚監部総務部総務課副官）同　横田　和司
海上自衛隊幹部学校付を命ずる
（海上自衛隊第一術科学校教育第二部長）同　大賀　康弘
兼ねて海上自衛隊第一術科学校研究部長を命ずる
（以上七月三日）

## 皇室事項

**御祝電**

天皇陛下は、エジプト国の国祭日につき、七月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

## 官庁報告

### 官庁事項

**人事院公示第14号**

人事院総裁は、人事院規則２―13（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）第１条の規定に基づき、平成17年人事院公示第７号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年７月25日

人事院総裁　一宮なほみ

１　別表中「第４章まで」を「第４章の２まで」に、「及び同法」を「及び」に、「並びに同法第36条」を「、同法第36条」に改め、「利用停止請求の受付」の次に「並びに同法第44条の13に基づく手数料の徴収」を加える。

２　この決定による改正は、平成29年７月25日から効力を発生する。

### 法　務

**公証人任免**

東京法務局所属公証人寺尾洋は願により公証人を免ぜられた。

小坂敏幸は公証人に任命され、東京法務局所属公証人寺尾洋の後任を命ぜられた。（以上七月十八日）（法務省）

### 産　業

**日本工業規格**

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年７月25日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年７月25日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
経済産業大臣　世耕　弘成

記

改正された日本工業規格

製パン機械の安全及び衛生に関する設計要求事項　B9651

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。